健発0407第7号 令和2年4月7日

各都道府県衛生主管部(局)長

厚生労働省健康局長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要な施設等について(施行通知)

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要な施設(令和2年厚生労働省告示第175号)及び新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置(令和2年厚生労働省告示第176号)は、本日、別添のとおり公布され、本日から施行される。

これらの概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御 了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知を図り、その施 行に遺漏なきを期されたい。 1 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等 対策特別措置法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要な施 設関係

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)附則第1条の2第1項の規定により新型コロナウイルス感染症(同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)を法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等とみなして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号。以下「令」という。)第11条第1項第14号の規定を適用する場合においては、同号に規定する新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設は、次に掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超えないものとすること。

- (1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (2) 集会場又は公会堂
- (3) 展示場
- (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- (5) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施 設
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置関係 法附則第1条の2第1項の規定により新型コロナウイルス感染症を法第2 条第1号に規定する新型インフルエンザ等とみなして令第12条第6号の規定 を適用する場合においては、同号に規定する新型コロナウイルス感染症の感 染の防止のために必要な措置は、施設の換気とすること。